

第4回智頭町議会定例会会議録

令和7年12月11日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第94号 専決処分について
- 第 4. 議案第95号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第96号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第97号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第98号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8. 議案第99号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9. 議案第100号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第101号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第102号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第12. 議案第103号 智頭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第13. 議案第104号 智頭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第14. 議案第105号 智頭町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第106号 智頭町副町長に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第107号 智頭町行政財産使用料条例の一部改正について
- 第17. 議案第108号 重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正について
- 第18. 陳情について

第19. 発議第10号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書の提出について

第20. 閉会中の継続調査の申し出

第21. 議員派遣の件

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 諸般の報告

第 3. 議案第94号 専決処分について

第 4. 議案第95号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第5号）

第 5. 議案第96号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 6. 議案第97号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 7. 議案第98号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）

第 8. 議案第99号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第 9. 議案第100号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第10. 議案第101号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）

第11. 議案第102号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）

第12. 議案第103号 智頭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第13. 議案第104号 智頭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第14. 議案第105号 智頭町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

第15. 議案第106号 智頭町副町長に関する条例の一部改正について

第16. 議案第107号 智頭町行政財産使用料条例の一部改正について

第17. 議案第108号 重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正につ

いて

第18. 陳情について

第19. 発議第10号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書の
提出について

第20. 閉会中の継続調査の申し出

第21. 議員派遣の件

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 古田 浩	2番 仲井 莖
3番 西尾 寿樹	4番 田中 賢
5番 谷口 翔馬	6番 波多 恵理子
7番 大河原 昭洋	8番 谷口 雅人
9番 岡田 光弘	10番 安道 泰治

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者	國 岡 厚 志
総 務 課 長	山 本 洋 敬
企 画 課 長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長	西 川 公 一 郎
教 育 課 参 事	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	酒 本 和 昌
山 村 再 生 課 長	北 村 直 也
地 籍 調 査 課 長	川 本 均
福 祉 課 長	前 田 美 由 紀
会 計 課 長	村 上 り え
総 務 課 参 事	國 岡 ま ゆ み

病 院 事 務 部 長 福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 福 安 充 子
書 記 古 田 光 一

開 会 午後2時30分

開 会 あ い さ つ

- 議長（安道泰治） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（安道泰治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、谷口翔馬議員、
6番、波多恵理子議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

- 議長（安道泰治） 日程第2、諸般の報告を行います。
お手元に配付のとおり、議員派遣結果報告書及び委員会調査報告書が提出されて
おりますので、ご報告いたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3. 議案第94号から日程第17. 議案第108号まで 15案
一括上程

- 議長（安道泰治） 日程第3、議案第94号 専決処分についてから、日程第

17、議案第108号 重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正についてまでの15議案を一括して議題とします。

日程第3、議案第94号 専決処分についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第95号 令和7年度智頭町一般会計補正予算(第5号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第96号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第97号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第98号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補
正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第99号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算(第
1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第100号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算

(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第101号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第102号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第103号 智頭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第104号 智頭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第105号 智頭町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第106号 智頭町副町長に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第107号 智頭町行政財産使用料条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第108号 重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 陳情について

○議長（安道泰治） 日程第18、陳情についてを議題とします。

12月4日の本会議において、特別委員会及び所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありました。

同和問題調査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

6番、波多恵理子議員。

○6番（波多恵理子） 同和問題調査特別委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月4日の本会議において付託を受けた陳情について、12月8日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第12号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書採択の陳情書については、「採択」と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安道泰治） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第12号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、総務常任委員長の審査結果の報告を求めます。

5番、谷口翔馬議員。

○5番（谷口翔馬） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月4日の本会議において付託を受けた陳情について、12月8日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第13号 衆議院議員の定数削減に反対する陳情については、「趣旨採択」、陳情第17号 「年金積立金の一部活用で、物価上昇に見合う年金引上げと年金保険料の引下の検討を求める意見書提出」についての陳情については、「趣旨採択」と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安道泰治） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第13号は趣旨採択、陳情第17号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の審査結果の報告を求めます。

4番、田中 賢議員。

○4番（田中 賢） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月4日の本会議において付託を受けた陳情について、12月9日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第14号 智頭町森林組合管理道に関する要望書（智頭町森林組合管理の林道尾ノ見谷線（尾見）の一部区間の管理移管について）は、「採択」、陳情第15号 智頭町森林組合管理道に関する要望書（智頭町森林組合管理の林道小又線（大内）の管理移管について）は、「採択」、陳

情第16号 智頭町森林組合管理道に関する要望書（智頭町森林組合管理の林道ワラビオ線（福原）の一部区間の管理移管について）は、「採択」と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安道泰治） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第14号は採択、陳情第15号は採択、陳情第16号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第19．発議第10号

○議長（安道泰治） 日程第19、発議第10号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、波多恵理子議員。

○6番（波多恵理子） 発議第10号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

第4回定例会において付託を受けた陳情第12号について審査を行った結果、

何十年もかけて無罪を勝ち取った人たちの苦しみを再び繰り返さないためには、冤罪被害者の迅速かつ公平な救済が必要である。現行の再審規定は憲法下での人権保障の要請に応えられていないという指摘もあり、「採択」と決定したため、本議会に上程します。

以上で終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20．閉会中の継続調査の申し出

○議長（安道泰治） 日程第20、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 2 1 . 議員派遣の件

○議長（安道泰治） 日程第 2 1、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第 1 2 0 条の規定により、お手元に配付した資料のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 4 回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 2 時 5 4 分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和7年12月11日

智頭町議会議長 安 道 泰 治

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子